

仕 様 書

福岡市（以下「発注者」という）は、受託事業者（以下「受注者」という）に対し、「福岡市スタートアップ海外展開等支援業務」（以下「本事業」）を委託する。なお、本事業の内容及び業務の範囲については、本仕様書によるものとする。

1 件名

福岡市スタートアップ海外展開等支援業務委託

2 目的

福岡市スタートアップの海外展開及び福岡市と MoU 締結等を行った連携拠点を含む海外のスタートアップが福岡市へ進出（以下「海外展開等」という。）する際の支援を行うことを目的に、連携先窓口業務や各種相談対応・情報提供業務、海外展開等に関するセミナーやイベントの開催業務などを実施するとともに、海外のスタートアップエコシステム等とのネットワークを強化し、相互に連携した積極的な海外展開支援や福岡市への誘致活動を実施するものである。

3 履行場所

福岡市スタートアップカフェ内 外

4 履行期間

令和3年4月1日 から 令和4年3月31日まで

5 業務内容

「2 目的」を達成するため、下記の業務を実施する。

(1) グローバルスタートアップセンターの運営

ア 相談窓口の設置

福岡市とスタートアップ相互支援に関する MoU 締結等を行った海外創業支援施設・拠点との窓口対応を行うほか、海外展開等に関する相談対応やマッチング支援を行うため、福岡市スタートアップカフェ内に相談窓口を設置し、相談窓口開設時間中は1名の相談員を配置し対応を行う。

イ セミナー・勉強会等の開催

海外展開等に関するセミナー・勉強会等を年間12回実施することとし、その企画及び運営を行う。

ウ 広報・情報発信

海外展開等に関する情報や（イ）のセミナーや勉強会等について、ホームページや既存のスタートアップカフェの SNS 等を活用した広報活動を行う。

(2) グローバルスタートアップコーディネーター

ア 国内外スタートアップのマッチング支援

国内外スタートアップ支援者等とのネットワークを活用し、相談員と連携を図りながら市内スタートアップの積極的な海外展開支援や海外のスタートアップの誘致活動を行う。

イ 国内外のスタートアップ支援者等との関係構築・ネットワーク強化

福岡市とスタートアップ相互支援に関する MoU 締結等を行った海外創業支援

施設・拠点を含む国内外のスタートアップ支援者等との関係構築・ネットワーク強化を図る。

ウ 国内外スタートアップイベントへの参加

国内外で開催されるスタートアップイベントに参加し、市内スタートアップのマッチング支援や、福岡市のスタートアップ施策の説明・PR 活動を行う。また、福岡市主催の国際ビジネスマッチングイベントにおいて、市内スタートアップや海外スタートアップ等のマッチング支援を関係者と連携を図りながら実施する。

エ スタートアップイベントの開催

市内スタートアップ・市内企業と海外スタートアップ等とのマッチング機会の創出を目的したイベントを年間2回実施することとし、その企画及び運営を行う。

6 相談窓口開設場所・開設時間

(1) 開設場所

福岡市スタートアップカフェ内

(2) 開設時間

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月28日～翌1月4日)を除く、平日は午後0時から午後7時まで(休憩1時間を含む)、土日は午後1時から午後6時まで(休憩30分を含む)とすることを原則とし、発注者・受注者双方の協議により決定する。

7 業務報告及び成果品

(1) 月間業務報告

前月分の月間業務報告書を毎月5日までに提出すること。

(2) 中間報告(上期(4～9月)分)

令和3年10月31日までに中間報告書を作成の上、提出のこと。

(3) 最終報告

令和4年3月31日までに最終報告書を作成の上、提出のこと。

8 成果目標

相談件数は年間4,000件、成果件数は年間50件を成果目標とする。

9 その他

(1) 暴力団排除に配慮する。

(2) 受注者の行った事業等の成果及び成果物については、原則として発注者に帰属するものとする。

(3) 受注者は、この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、随時、発注者と十分に協議すること。

(4) 業務について、受注者の不注意により生じた損害、受注者が第三者に与えた損害などによる損害賠償等に要する費用は受注者の負担とする。

(5) 受注者は事故防止に配慮するとともに、損害保険等必要なリスクへの対応を行う。

(6) 受注者は取得する個人情報を適切に管理する。相談者、セミナー参加者、スタートアップクラブ加入者等の個人情報は、発注者が取得する。その他個人情報については別紙の「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守する。

以上